

真の地方分権のための「三位一体の改革」の実現に向けて

平成17年10月4日
地方六団体

先の衆議院議員総選挙においては、小泉内閣が推進してきた「官から民へ」、「国から地方へ」の構造改革に対する国民の強い支持が示された。「三位一体の改革」は、「国から地方へ」の改革の最大の柱であり、待ったなしの改革である。

昨年11月に示された改革の全体像では、多くの課題が先送りされ、我々地方にとって不十分な内容となっている。

このため、政府においては、小泉内閣総理大臣の強いリーダーシップにより、「地方にできることは地方に」の方針の下、強力に改革を進めるべきである。

については、地方財政の自立につながる「三位一体の改革」の推進のため、下記事項について実現を求める。

記

- 1 平成18年度までの第1期改革において、3兆円の税源移譲を確実に実施すること。
- 2 3兆円の税源移譲のうち、残された6千億円については、政府の要請を受け提出した地方の改革案(2)の中から実現すること。
- 3 建設国債対象経費である施設費についても税源移譲の対象とすること。
- 4 義務教育費国庫負担金については、地方案に沿って税源移譲を実現すること。
- 5 国庫補助負担金改革は、地方の自主性・自立性を高めるものであり、本来、国の責務として行うべき生活保護費などを対象とすることは、絶対受け入れられないものであること。
また、国庫補助負担金の交付金化は、国に権限と財源が残り、改革とは認められないものであること。

- 6 平成18年度の地方交付税については、「基本方針2005」を踏まえ、地方団体の安定的財政運営に必要な地方交付税総額を確保すること。
地方交付税は、本来、地方の固有財源であることから、その改革に当たっては、地方の実態を顧みない一方的な措置が講じられることがないよう、地方の意見を十分に反映させること。
- 7 我々地方は、納税者である住民の信頼に応えるべく、地方公務員の定員管理の適正化や給与制度の見直し等、一層の危機意識と改革意志を持って、更なる行財政改革を進める決意である。
地方に権限と財源を移す真の「三位一体の改革」は、国・地方を通じた最大の行財政改革であること。
- 8 「三位一体の改革」は、平成18年度までの第1期改革にとどまることなく、引き続き19年度以降も「第2期改革」として更なる改革を強力に推進すること。
- 9 「三位一体の改革」を真の地方分権に資する改革として推進するため、「国と地方の協議の場」を定期的に関催し、これを制度化すること。